

■東京都屋外広告条例

道路占用許可基準

(東京都道路占用規則第4条)

看板

・高さ 「路面から看板下端までの距離」

(イ) 歩道上においては、路面から3.5M以上の距離が必要です。

出幅が0.5M以下の場合は2.5M以上あれば許可が受けられます。

(ロ) 歩道のない道路においては、車との衝突を防止するため、

路面から4.5M以上の距離が必要です。

・出幅

(イ) 突き出し看板は道路境界から1M以内でなくてはなりません。

(ロ) 壁面看板は道路境界から0.3M以内でなくてはなりません。

テント

・高さ

(イ) 歩道上においては、巻上式：路面から、2.5メートル以上の距離が必要です

固定式：路面から、2.5メートル以上の距離が必要です

・(ロ) 車道上においては、巻上式：路面から、2.5メートル以上の距離が必要です。

固定式：路面から、4.5メートル以上の距離が必要です

・出幅

(イ) 歩道上においては、道路境界から0.7メートル以内でなくてはなりません

(ロ) 車道上においては道路の幅が8メートル以上：道路境界から0.7メートル以内でなくてはなりません

道路の幅が8メートル未満：道路境界から0.5メートル以内でなくてはなりません。

都道の占用料

都道の占用料は、道路法第39条に基づき、「東京都道路占用料等徴収条例」という都議会で議決を経た条例によって定められています。詳しくは下記迄お問い合わせ願います。

東京都都市計画局市街地建築部市街地企画課(都庁第二本庁舎3階)

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

TEL 03(5388)3335 ダイヤルイン

高さ4メートルを超える広告塔・広告板は、建築基準法の工作物確認が必要です

屋外広告物の許可に当たっては、この確認済みの工作物であることを原則とします

道路上を、使用する広告物の掲出には、道路使用、道路占用の許可を必要とします